

No. 1

令和 6 年 2 月

戸田市議会臨時会議案

埼玉県戸田市

目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について.....	1 頁
報告第 2 号	専決処分の報告について.....	3 頁

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月5日提出

戸田市長 菅 原文 仁

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

戸田市後期高齢者医療特別会計における消費税及び地方消費税に係る延滞税並びに無申告加算税について、損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

- 1 損害賠償の額 147,400円
- 2 損害賠償の相手方 国
- 3 概要

埼玉県後期高齢者医療広域連合から本市が委託を受け実施している高齢者保健事業について、令和5年5月17日付け厚生労働省事務連絡により、当該委託費を特別会計の歳入で受け入れる場合は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告並びに納付が必要であることが判明した。本市は、戸田市後期高齢者医療特別会計において、当該委託費を受け入れていることから、申告義務が生じた消費税等の申告を令和5年10月18日付けで行い、同年10月30日付けで当該消費税等を納付した結果、平成30年度及び令和元年度分の消費税等について、延滞税及び無申告加算税が発生したものである。

令和6年1月4日

戸田市長 菅 原文 仁

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月5日提出

戸田市長 菅 原文 仁

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された自動車事故に伴う損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

庁用自動車（大宮800は1173）事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

1 損害賠償の額 63,789円

2 損害賠償の相手方

所在地 戸田市新曽南三丁目4番25号

名 称 医療法人高仁会 戸田病院

代表者 院長 高 橋 太 郎

3 概要

令和5年9月27日（水）午前9時頃、戸田市新曽南三丁目4番25号先の路上にて、対向車両とすれ違いの際に、庁用自動車の右側後方部と対向車両の右後方バンパーが接触し、車両損害を発生させたものである。

令和6年1月10日

戸田市長 菅 原文 仁